

# 日 立 市 防 災 協 会 会 則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、日立市防災協会と称する。

第 2 条 本会は、日立市内の危険物施設並びに防火対象物を有する事業所及びこれに準ずる事業所等をもって構成する。

第 3 条 本会の事務局は、日立市神峰町 2 丁目 4 番 1 号日立市消防本部内に置く。

## 第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 4 条 本会は、日立市内における危険物の安全管理と防火管理の強化につとめ、災害の予防及び消防施設の整備充実と安全思想の普及徹底を図り、もって公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 消防関係法令並びに火災予防思想の普及徹底に関すること。
- (2) 危険物施設並びに貯蔵取扱いの安全管理に関すること。
- (3) 液化石油ガス施設並びに貯蔵取扱いの安全管理に関すること。
- (4) 防火対象物並びに消防用設備等の安全管理に関すること。
- (5) 消防用設備等の研究、改善並びに設置促進に関すること。
- (6) 危険物取扱者並びに防火管理者の技術指導及び研究に関すること。
- (7) 防災ラベルの発行に関すること。
- (8) 山林火災予防に関すること。
- (9) 講習会、研修会及び講演会に関すること。
- (10) 消防訓練に関すること。
- (11) 表彰に関すること。
- (12) 会員の弔慰並びに災害見舞等に関すること。
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

## 第 3 章 会 員 及 び 役 員

第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 消防法別表で定める数量以上の危険物施設並びに火災予防条例に基づく少量危険物貯蔵取扱施設の所有者、管理者又は占有者。
- (2) 液化石油ガスの製造所、販売所及び高压容器検査所の所有者、管理者又は占有者。
- (3) 消防法第 8 条の適用を受ける防火管理者の選任を必要とする事業所及びこれに準ずる事業所の所有者、管理者又は占有者。
- (4) 防災認定表示者及び防災認定表示者を置く事業所の所有者、管理者又は占有者。
- (5) 山林所有者、その他関係者。
- (6) その他本会の趣旨に賛同するもの。

第 7 条 本会に部会を置く。

- 2 部会は日立市防災協会事業推進部会の設置に関する規則の定めるところによる。

第8条 本会に次の顧問及び役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 部会長 2名
- (5) 副副会長 6名
- (6) 理事 67名以内（会長等の役員を含む）
- (7) 監事 3名

第9条 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

- 2 会長、副会長、部会長及び副副会長は理事の中から互選する。
- 3 監事は、総会において会員のうちから選出する。

第10条 会長は、本会を代表して会務を総理し会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代理する。
- 3 部会長は、部会を掌握し、副副会長は部会長事故あるときは部会長の職務を代理する。
- 4 理事は、会員を代表し会務を執行する。
- 5 監事は、会計事務を監査する。
- 6 顧問は、会長の諮問に応じて意見をのべるものとする。

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期が終了しても新役員が就任するまでは、その職務を行う。

第12条 本会に事務局長、幹事及び書記若干名を置く。

- 2 事務局長、幹事及び書記を消防関係職員のうちから会長が委嘱するときは、消防長の承認を得るものとする。
- 3 事務局員は、本会の事務に従事する。

## 第4章 会 議

第13条 会議は次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 理 事 会
- (4) 部 会

- 2 総会は毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会員の3分の1以上又は理事会の要請あるいは会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。
- 3 役員会及び理事会は必要に応じ会長がこれを招集する。

第14条 総会に附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算及び事業報告に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 会則の変更に関する事。
- (4) 役員を選任に関する事。

(5) その他会長が必要と認める事項。

第15条 役員会に附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に必要と認める事項。
- (2) 表彰の選考に関する事。

第16条 理事会に附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関する事。
- (2) 総会に附議すべき事項の審議に関する事。

第17条 部会に附議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 部会の運営に関する事。
- (2) その他部会長が必要と認める事項。

第18条 会議は構成員の出席者と委任状を含めた構成員の2分の1以上をもって成立するものとする。

- 2 会議の議決は出席者の過半数及び委任状をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3 会議の欠席者は議決権の行使を他の会員に委任することができる。

## 第5章 会費並びに会計

第19条 本会の経費は会費・補助金・寄付金及びその他をもってあてる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日からはじまり翌年3月31日に終る。

第21条 会費は9月末までに納入するものとする。

- 2 会費は別表の区分により納入するものとする。
- 3 年度の中で入会したときは、年額で会費を納入するものとする。
- 4 途中で退会したときは、既納会費を返納しないものとする。

第22条 本会に入会し又は退会しようとするときは、別紙様式により会長に届出するものとする。

第23条 会員で次の各号の1に該当するものは、理事会の決議により退会させることができる。

- (1) 会則に違反する行為のあった者。
- (2) 本会の事業を故意に妨げた者又は会の名誉を著しく毀損したものの。
- (3) 本会の会費を納入しない者。

## 第6章 簿冊

第24条 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納帳
- (4) 会議議事録
- (5) 関係書類綴

## 第7章 補則

第25条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第26条 会則第5条11、12号に規定する表彰並びに弔慰、災害見舞等に関しては別に定める。

第 27 条 危険物部会員については、(公社) 茨城県危険物安全協会連合会に加入するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

この会則は公布の日から施行し、昭和 58 年 6 月 7 日から適用する。

(経過措置)

- 1 本会則施行の際、日立市危険物安全協会、日立市防火管理協議会及び日立市山林火災防止協会の会員であったものは、本会の会員とみなす。
- 2 日立市危険物安全協会会則、日立市防火管理協議会会則及び日立市山林火災防止協会会則は廃止とする。

附 則 (昭和 60 年 5 月 22 日)

この会則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 5 月 17 日)

この会則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 本会則施行の際、日立市防災協会及び日立市防災認定業者協議会の会員であったものは、本会の会員とみなす。
- 2 日立市防災協会会則及び日立市防災認定業者協議会会則は廃止とする。

附 則 (平成 15 年 5 月 29 日)

この会則は平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 4 月 21 日)

この会則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 30 日)

この会則は平成 20 年 1 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 31 日)

この会則は平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 5 月 17 日)

この会則は令和 6 年 5 月 17 日から施行する。